

(緊急小口資金・総合支援資金特例貸付 借受人の方へ)

緊急小口資金・総合支援資金特例貸付の据置期間の延長について

令和3年1月8日、厚生労働省において生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について、一部改正（内容：据置期間の延長）がなされ、据置期間が以下のとおりとなりましたのでご案内いたします。

※据置期間：返済が猶予される期間

【据置期間延長対象となる貸付について】

○緊急小口資金特例貸付

令和3年1月8日以降に据置期間が終了し、令和4年3月末日以前に償還（返済）が始まる貸付

例：据置期間は12か月、償還期間は24か月とし、緊急小口資金特例貸付に申請し、令和2年7月10日に貸付金の入金があった場合。改正前は令和3年7月25日までが据置期間、令和3年7月26日から償還開始となりますが、上記改正により、令和4年4月25日までが据置期間となり、令和4年4月26日から償還開始となります。

○総合支援資金特例貸付

令和3年1月8日以降に据置期間が終了し、令和4年3月末日以前に償還（返済）が始まる貸付

例：据置期間は12か月、償還期間は120か月とし、令和2年9月に総合支援資金特例貸付を借入期間3か月で申請し貸付が決定された（貸付月：9・10・11月）。後に、延長貸付も決定し、令和3年2月に最終月の貸付金を送金予定（延長貸付月：12・R3.1・2月）となっている場合。改正前は令和4年2月25日までが据置期間、令和4年2月26日から償還開始となりますが、上記改正により、令和4年4月25日までが据置期間となり、令和4年4月26日から償還開始となります。

一部改正を受けて、対象となる上記の貸付においては、申込書・借用書の記載内容に関わらず、一律、据置期間を令和4年3月末まで延長することで取扱い、その償還開始日も一律、令和4年4月26日からといたします。

なお、据置期間の延長について、対象となる借受人の方へは、改めて本会より通知いたします。その通知内容において、据置期間の延長を希望されない借受人の方への対応についても記載いたします。

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
岡山県社会福祉協議会 会長 殿

☐ 郵送受付

受付市町村:

申込みに当たり、下記事項に同意し、生活福祉資金の借入を申請いたします。
○記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
○貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
○私は現在、生活保護を受給していません。
○私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
○本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
○私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記内容に相違ありません	署名
--------------	----

※太枠内をご記入ください。

記入年月日	令和 年 月 日	県社協受付日	支店/受付番号
-------	----------	--------	---------

申込金額	万円	据置期間 (12か月以内)	ア.12か月 イ.その他()か月	償還期間 (24か月以内)	ア.24か月 イ.その他()か月	償還方法	☐ 月賦 ☐ 一括
借入申込者	フリガナ氏名	印		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	大正昭和平成 年 月 日 (満 歳)
	現住所	(〒 -) 自宅電話 () 携帯電話 ()					
	勤務先名称 または職業	勤務先等住所		電話 ()			

借入申込者の世帯状況	フリガナ氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患、要介護者、学校休校等)
	1	本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、平成=H、令和=R		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合
	2	夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合
	3	夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合
	4	夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患患者等 イ.要介護者 ウ.世帯員が4人以上 エ.子の世話①② オ.個人事業主 カ.必要な場合
その他 名						

口座振込の場合 貸付金振込先	金融機関	支店名	預金種別	☐ 普通 ☐ 当座
	口座番号	口座名義人(カタカナ)		

借入理由 ※感染拡大等による影響の内容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 ☐ 今後10万円を超える資金需要があるため
---------------------------	--

本特例貸付の利用実績; ☐ア.今回が初めての借入 ☐イ.すでに借入したことがある(受付日: / 借用金額 万円)

外国籍の方で在留期間が1年以内の方; ☐在留期間が延長の予定

緊急小口資金特例貸付
借 用 書

借 用 金 額		万円
---------	--	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。
ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会長 殿
(借受人)

住 所			
氏 名	印		
生年月日	大正 昭和 平成	年	月 日生

[借入要項]

1 貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	_____ か月（最大 12 か月）	
	償還期間	_____ か月（最大 24 か月）	
	償還方法	☐ 月賦償還 ☐ 一括償還	
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。		

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を下記のとおり設置しております。

(1) 苦情受付窓口：岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 電話 086 (226) 3544

(2) 岡山県運営適正化委員会 電話 086 (226) 9400

※岡山県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、岡山県運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所
氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー TEL ()
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

令和 年 月 日

(借入申込者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人
岡山県社会福祉協議会 会長 殿

申込 1つでも該当しないものがあれば、貸付の
対象とはなりません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

○私は現在、生活保護を受給していません。

下記に該当する世帯員がいる場合は、「特記事項」のいずれかに「○」を付してください。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患等があるとき。

イ 世帯員に要介護者がいるとき。

ウ 世帯員が4人以上いるとき。

エ 世帯員にウまたはエの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子。

② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。

オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

当性情報の提供を求めることに同意します。

※太枠内をご記入ください。

この欄は担当職員が記入します。

希望がない場合は、アを選択してください。

20万円以内の金額を記入してください。

据置期間については、希望がなければ最大期間の12か月を選択してください。

据置期間を短くし、償還(返済)を開始することはできません。また、コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから据置期間を延長する場合があります。

「据置期間」とは返済

「償還期間」とは返済をする期間です。

希望がない場合は、月賦をチェックしてください。

会社勤務の場合は会社名を、個人事業主等の場合は職業を、個人事業主として会社に所属している場合は会社名を記入してください。

世帯員は年齢が高い順にご記入ください。

世帯員のフリナガを忘れずに記入願います。

本人含め5名の場合、本人以外の3名を上記に記載(年齢が高い順)し、その他に1名と記載ください。

借入申込者と同じ名義の口座を記入してください。

本特例貸付を初めて借りる場合は「ア」に、上限額以内で一度借りており、残りの額を改めて借りる場合は「イ」に☑をご記入ください。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 今後10万円を超える資金需要があるため

特記事項の力に該当し、10万円を超える貸付を希望する場合は、ここに☑をご記入ください。

在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、ここに☑をご記入ください。

2021.9版

※窓口記入欄 : □市区町村社協 □労働金庫

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

借入申込書でお申込みの金額
をご記入ください。

借 用 金 額

20

万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください。

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 会長
(借受人)

太枠内を自筆し、押印してください。

住 所	〇〇市 ■■■●●●		
氏 名	●● 一郎	(印)	
生年月日	大正 昭和 平成	●●年	3月 25日生

据置期間：希望がなければ最大期間の 12 か月を選択ください。
据置期間を短くし、償還（返済）を開始することはできます。
また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから据置期間を延長する場合があります。

[借入要項]	
1 貸付金の受領方法	
2 貸付金の償還	据置期間 <u>12</u> か月（最大 12 か月）
	償還期間 <u>24</u> か月（最大 24 か月）
	償還方法 ☒ 月賦償還 ☐ 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日または、償還期間経過後の残元金に対し、年利

借入申込書と同様の期間、償還方法をご記入ください。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号
この欄は担当職員が記入します。				
				市区町村社協

緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を下記のとおり設置しております。

(1) 苦情受付窓口：岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 電話 086(226)3544

(2) 岡山県運営適正化委員会 電話 086(226)9400

※岡山県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、岡山県運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

必ず、自筆・押印をお願いします。

令和 年 月 日 借受人 住所
氏名

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

●●県社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。

勤務先名称または職業	飲食店経営
勤務先所在地	〒 ***-**** 〇〇市★★●●-● TEL ●●● (●●●) ●●●●
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得（手取り）は、約35万円でした。
減少後の収入	令和2年3月時の月額所得（手取り）は、約10万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

令和●年 ●月 ●●日
(借入申込者) 住所 〇〇市■●●●-●

氏名 ●● 一郎 (印)

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。

○確認チェックリスト（郵送する前に必ず確認してください）

申込の前に必ず以下の事項を確認し、申込書等と一緒に同封し、お住いの市町村社会福祉協議会へ郵送ください。

また、申請書類等においては、ご自身の控え用としてコピーをお取りください。

※記入や添付書類に漏れがある場合、特例貸付金の受け取りまでに時間を要することがございますので、ご注意願います。

項 目	確 認 事 項	チェック
(1) 借入申込書、 重要事項説明書、 借用書 申立書	・ 申込書 2 か所に「氏名」記入・1 か所「押印」（太枠内）した ・ 重要事項説明書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した ・ 借用書に「住所」「氏名」「生年月日」の記入と「押印」した ・ 申立書に「記入日」「住所」「氏名」の記入と「押印」した	☐ ☐ ☐ ☐
(2) 住民票	・ 住民票に世帯全員が記載されている ・ 借入申込書と住所が一致している	☐ ☐
(3) 通帳、または キャッシュカード（写）	・ 預金通帳の金融機関名、支店、口座名義、口座番号が分かるコピーした ・ 預金通帳名義と申込書に記入した「氏名」「口座番号」が一致している	☐ ☐
(4) 本人確認書類	・（日本国籍の方の場合）いずれかの本人確認書類をコピーし同封した ア. 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー） イ. パスポート ウ. マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー） エ. 健康保険証 ・（外国籍の方の場合）下記の本人確認書類をコピーし同封した オ. 在留カード（特別永住者証明書）	☐
(5) 同封書類	・ すべての書類が揃っている ※控え用にコピーをとった。 a. 借入申込書（原本） b. 重要事項説明書（原本） c. 借用書（原本） d. 収入減少状況に関する申立書（原本） e. 住民票（世帯全員/原本/マイナンバー記載なし） f. 預金通帳またはキャッシュカード（コピー） g. 本人確認書類（コピー）	☐

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの皆さまへ

2021年8月17日時点

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

岡山県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

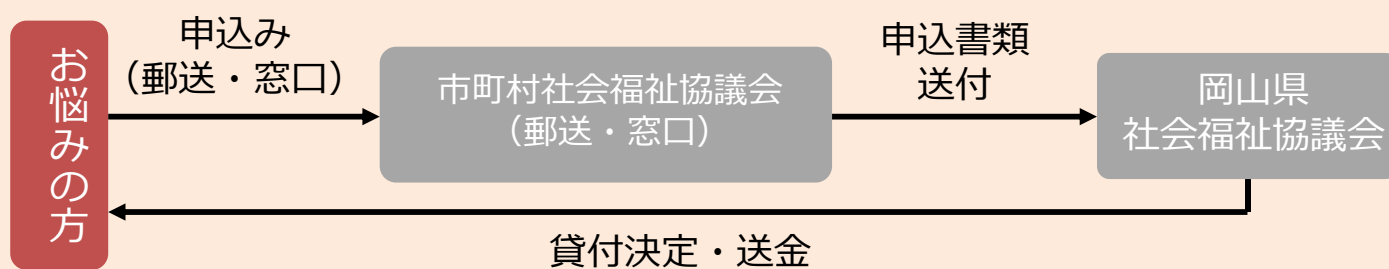
本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

申込受付期間：令和2年3月25日（水）～令和3年11月30日（火）

※申込受付は、令和3年11月30日消印有効とします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での申込みにご協力ください。

貸付手続の流れ



相談・申込窓口

※申込書類は、下記の市町村社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

● お住まいの地域の市町村社会福祉協議会（郵送・窓口）

市町村名		電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
岡山市	受付 電話 番号	070-4442-5980	玉野市	(0863)31-5601	赤磐市	(086)955-5500	新庄村	(0867)56-2001
		070-3996-1950	笠岡市	(0865)62-3507	真庭市	(0867)42-1005	鏡野町	(0868)54-1243
倉敷市	本所	(086)434-3301	井原市	(0866)62-1484	美作市	(0868)73-0330	勝央町	(0868)38-2160
	水島 事務所	(086)446-1900	総社市	(0866)92-8555	浅口市	(0865)44-7744	奈義町	(0868)36-6363
	児島 事務所	(086)473-1128	高梁市	(0866)22-7243	和気町	(0869)93-2002	西粟倉村	(0868)79-2561
	玉島 事務所	(086)522-8137	新見市	(0867)72-7306	早島町	(086)482-3000	久米南町	(0867)28-2000
	真備 事務所	(086)698-4883	備前市	(0869)64-3033	里庄町	(0865)64-7218	美咲町	(0868)66-0970
津山市		(0868)23-5130	瀬戸内市	(0869)22-2940	矢掛町	(0866)82-0848	吉備中央町	(0866)54-1818

※相談・申込み受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日は除きます。

※上記のうち、倉敷市社協 本所（くらしき健康福祉プラザ）は、月曜日・祝日が定休日となります。

実施主体：社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

連絡先：〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内 TEL：（086）226-3544

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとされています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額 20万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。

ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき

イ 世帯員に要介護者がいるとき

ウ 世帯員が4人以上いるとき

エ 世帯員に下記の①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき

①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子

②風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子

オ 世帯員に個人事業主等があり、その収入減少による生活に要する費用が不足するとき

カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

・今後10万円を超える資金需要がある場合等。

■据置期間 1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

※ 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

■償還期限 2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

※ 詳しくは表面をご確認ください。

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

※ 令和2年10月以降の申請においては、申請の際に、自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することが要件化されていますので、同意いただく必要があります。

■貸付上限額

（2人以上の世帯） 月20万円以内

（単身世帯） 月15万円以内

■貸付期間 原則3月以内

■据置期間 1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

※ 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

※ 詳しくは表面をご確認ください。

※令和3年11月末日までに緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付の貸付が終了し、なお生活に困窮されており、お住いの自立相談支援機関の支援を受けることを要件に、再貸付（1回・3月以内）が可能。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である 緊急小口資金等の特例貸付の償還免除のご案内

緊急小口資金等の特例貸付における償還免除については、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する」こととしていましたが、その具体的な取扱いを決定しました。

償還免除のポイント

- ✓ 償還免除は、資金種類ごとに一括して行います。
具体的には、①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。
- ✓ 借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象とします。
そのほかの世帯員の課税状況は問いません。
- ✓ 判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なります。
具体的には、下記の図をご覧ください。

判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金		20万円		
総合支援資金	初回貸付分	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)		
	延長貸付分		45万円 60万円	※
総合支援資金 再貸付		(据置期間延長)		45万円 60万円 ※

一括免除

一括免除

一括免除

判定対象となる
課税要件

償還前年度又は
償還初年度が
非課税

償還2年度目が
非課税

償還3年度目が
非課税

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップします。

特例貸付の償還免除に関する Q & A

Q1 償還免除を受けるための手続きはどのようにすればよいですか。

A1 償還免除は、社会福祉協議会へ申請していただきますが、具体的な時期や書類は、厚生労働省において検討中です。

Q2 住民税が非課税であるかどうかはどこで確認できますか。

A2 お住まいの市町村で非課税証明書をとっていただくことで確認ができます。なお、令和3年度の課税情報が取得できる時期は、一般的に6月以降ですが、市町村へご確認ください。

Q3 なぜ全額が一括で免除ではないのですか。

A3 特例貸付は、貸付の実施方法において、緊急小口資金、総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付を単位として貸付期間の設定や資金交付を行っていることから、償還免除の判定方法についても、貸付する際の資金交付額や順序を踏まえ、各々一括免除を行うこととしました。償還になった場合の借受人の方の返済額や時期にも配慮しています。

Q4 住民税非課税の範囲内に住民税の所得割のみ非課税の者は含まれますか。

A4 含まれません。